

『自立支援協議会について』

障害者総合支援法

障害者総合支援法の目的とは…

- 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る
- 障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する

(障害者総合支援法第1条より)

自立支援協議会とは

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担っています。

市町村自立支援協議会

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業計画等の評価
- ・ 区域相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検討
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言・専門部会等の設置、運営等

都道府県自立支援協議会

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会などの課題、ニーズ等を含む。)
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの確保や人員等に関する協議
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

厚生労働省HPより

地域自立支援協議会の6つの機能

情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築
- ・ 困難事例への対応のありかたに関する協議、調整

開発機能

- ・ 地域診断、地域社会資源の開発、改善

教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

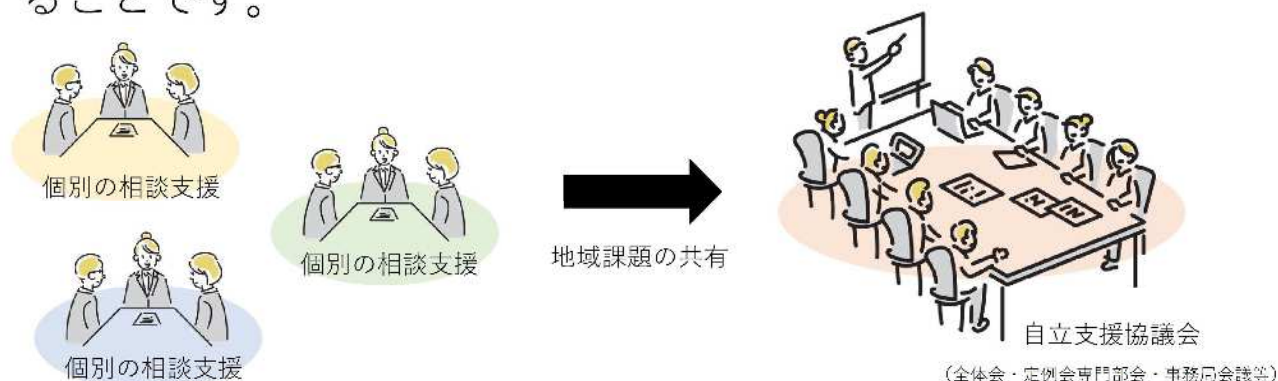
- ・ 権利擁護に関する取組を展開する

評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する視点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

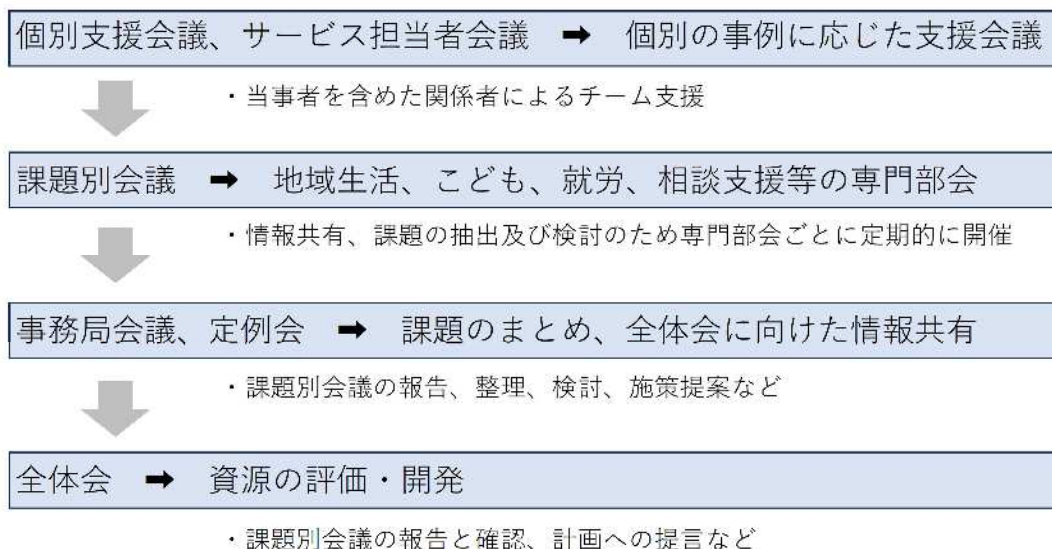
自立支援協議会の役割

- 自立支援協議会の一番大切な役割は、個別の相談支援の事例を通じて、現状の社会資源では対応困難であると明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し、解決を図ることです。

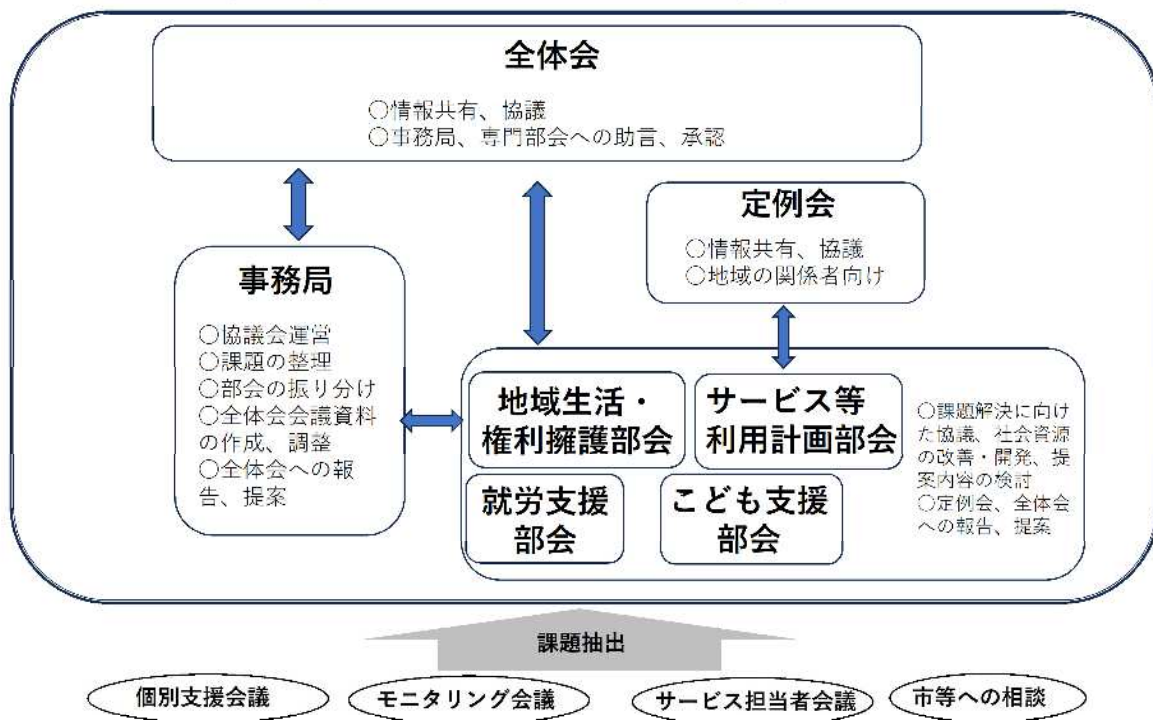


自立支援協議会とは

『地域課題を解決するためのしくみ』



佐伯市地域自立支援協議会



令和7年度 佐伯市地域自立支援協議会事務局 役割分担について

	障がい福祉課	すぎっぶ			その他の事務局
		ライフネット	清流の郷	まるまる	
全大会・定例会事務局会議	○	○	○	○	
地域生活・権利擁護部会	○		○		
こども支援部会	○			○	
サービス等利用計画部会	○	○	○	○	
就労支援部会	○	○			就業・生活支援センターじゃんぶ

<役割分担について>

- ・障がい福祉課…全大会・定例会・事務局会議の調整、開催案内等送信、会場確保、議事録作成
- ・すぎっぶ…部会内容の組立、部会員との連絡調整、部会資料作成、部会に関する情報収集
- ・共通業務…自立支援協議会の運営、会場準備
- ・部会の進行及び全体会等での報告は部会長が行う

佐伯市地域自立支援協議会 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会			定例会	全体会							定例会	全体会
地域生活・権利擁護部会		事務局会議		事務局会議			事務局会議			事務局会議		
子ども支援部会	部会員改選									報告・提案まとめ		
サービス等利用計画部会												
就労支援部会												
当事者との意見交換会（仮）				※新設（年1～2回の開催を予定）								

- ・ 自立支援協議会委員の任期は2年間、部会長及び部会員は1年間の輪番制。
- ・ 全体会及び定例会は年2回、事務局会議は2～3ヶ月に1回、専門部会は月1回実施。
- ・ 当事者との意見交換会（仮）…令和7年度はサニーハウスのサポート事業と合同で実施。